小学館アカデミーなかやま保育園　重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が保護者さまに説明すべき内容は、次の通りです。

1　法人・事務局の運営主体

法人の名称	株式会社小学館アカデミー
法人の所在地	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20 SP 神保町第 2 ビル 4 階
法人の電話番号・FAX	TEL　03（3515）6886 FAX　03（3515）6890
代表者氏名	代表取締役　喜田　力
定款の目的に定めた事業	１．　保育所、託児所の企画、運営及び管理 ２．　ベビーシッターの請負業 ３．　児童用遊戯施設の企画、運営及び管理 ４．　乳児等通園支援事業 ５．　前各号に附帯又は関連する一切の事業

2　施設の概要

種別	横浜市認可保育所					
名称	小学館アカデミーなかやま保育園					
所在地	〒226-0014 神奈川県横浜市緑区台村町３９９					
電話番号・ＦＡＸ	TEL　045(938) 5651 FAX　045(938) 5652					
施設長氏名	織田 廣志					
開設年月日	２０１２年4月１日					
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	６人	８人	１０人	１２人	１２人	１２人
取扱う保育事業	延長保育、産休明け保育					
事業所番号	1410051017309					

3　施設・設備の概要

敷地面積		998.5 ㎡	
園　　舎	構造	RC 造　　2 階建て　延床面積	488.80 ㎡
	延床面積		488.80 ㎡
施設設備の数と面積	乳児室	3 室	120.63 ㎡
	保育室	3 室	129.67 ㎡
	調理室	1 室	19.75 ㎡
	調乳室	1 室	190 ㎡
	幼児用トイレ	6 個	47.34 ㎡
	事務室	1 室	11.29 ㎡
設備の種類		**冷暖房等**	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場　　284.33 ㎡	

園舎平面図　※別添

4　施設の目的、運営方針

目的	1　児童福祉法（以下「児福法」という。）第３９条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとします。 2　その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供するものとします。 3　利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者さまに対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとします。
運営方針	●保育理念 「あったかい心をもつ子どもに育てる」 あったかい心とは、自分をとりまく地球上全てのものに対して愛情・信頼・承認・思いやりの気持ちを持ち、その気持ちのこもった行動が素直に表現できることだと考えます。 ●基本方針 ①「思いやり」の気持ちを大切にします。 ②「生きる力」を大切にします。 ③「主体性」を大切にします。

	④「好奇心」が伸びる環境を大切にします。 ⑤「経験」「体験」を大切にします。 ⑥一人ひとりの「得意」を大切にします。 ⑦「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします。 ⑧「地域との関わり」を大切にします。 ●保育目標 こころ―認め合う子ども チャレンジする子ども あたま―興味を表現する子ども 発見を大切にする子ども からだ―楽しくよく食べる子ども からだ中であそぶ子ども

5　職員体制

施設長	1人　（資格：保育士）
保育士	10人以上（うち、看護師1人を含む） （常勤：9人以上人、非常勤　0～5人）
調理員（栄養士除く）	3人　（常勤：2人、非常勤　1人）
栄養士	2人　（常勤：　2人）
事務員	1人　（常勤：　1人）
その他**（用務員）**	1人　（常勤：　1人）

6　保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

7　保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	**午前7時00分から午後8時00分まで**
土曜日	**午前7時00分から午後6時00分まで**

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	**午前7時30分から午後6時30分まで**
土曜日の保育時間（11時間）	**午前7時00分から午後6時00分まで**
延長保育時間 〈有料〉	（平日） 朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：午後6時30分から午後8時00分まで （土曜日）なし

＜保育標準時間（11 時間）認定のお子さまの延長保育＞

●平日

延長保育時間	保育標準時間（11 時間）	延長保育時間
7:00～7:30	7:30～18:30	18:30～20:00

●土曜日

保育標準時間（11 時間）（延長保育なし）
7:00～18:00

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間（有料）	朝：午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

＜保育短時間（8 時間）認定のお子さまの延長保育＞

●平日

延長保育時間	保育短時間（8 時間）	延長保育時間
7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～20:00

●土曜日

延長保育時間	保育短時間（8 時間）	延長保育時間
7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～18:00

8　利用料金

利用料（利用者負担）	保護者さまが居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2 号認定：全ての児童を対象に無償 3 号認定：市民税非課税世帯を対象に無償	
延長保育料	（10 日以内のご利用） 30 分あたり 850 円 （1 ヵ月単位のご利用） 30 分あたり 1,700 円	
主食提供（幼児のみ）	月額　2,200 円（主食代の日割り計算はございません）	
副食提供（幼児のみ）	月額　4,900 円（副食代の日割り計算はございません）	
補食提供	（10 日以内） 1,300 円 （1 ヵ月単位） 2,600 円	
夕食提供	（10 日以内） 3,950 円 （1 ヵ月単位） 7,900 円	
その他別表に定める料金	入園に係る費用 （園帽子・文具代）	（乳児）　¥2,000 程度 （幼児）　¥4,000 程度
	タイムカード紛失の際の再発行料金	¥1,108 **諸掛・手数料などをいただく可能性があります。**
	送迎カード紛失の際の再発行料金	¥50(1 枚あたり)
	閉園時間を過ぎた場合の延長料金	30 分あたり¥2,000
	布団乾燥代	￥330（税込）

※保護者さまからお支払いを受け、ご希望の方には領収書を発行いたします。
※給食費徴収金額に差額が生じた場合はお子さまの保育に還元させていただきます

9　支払方法

●登園に支払う利用料は月末締めの翌月払いとなります。
（詳しい締切日は毎月、ご案内します）
●その他、保育に係る費用はご利用に応じて、保護者さま指定の金融機関口座からの振替により支払われるものとします。

10　提供する保育・教育の内容

(1)　特定教育・保育及び時間外保育の提供
　　前２条に規定する日及び時間において、法第２７条第１項に規定する特定教育・保育及び同第５９条第２号に規定する時間外保育を提供します。
(2)　３歳以上児への主食の提供
　　３歳以上児に対しても、主食を提供します。
(3)　楽習保育®、入学準備プログラムの実施

＜毎日の保育・教育の流れ＞

時間	保育の流れ
7:00	開園
7:30	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園・視診(検温)・自由あそび・異年齢保育
8:30	保育短時間（8 時間）開始 順次登園・視診(検温)・自由あそび・異年齢保育
9:00	朝の会(出席調べ・歌・手遊び・絵本のよみきかせ)
10:00	主活動(楽習保育・カリキュラムに沿った年齢別保育・合同保育・異年齢保育)
11:00	年齢ごとに昼食・歯磨き・午睡（年齢によって前後します）
15:00	起床・検温・おやつ
16:00	帰りの会・自由保育・夕方の保育活動
16:30	保育短時間(8 時間)終了 順次降園
18:30	保育標準時間(11 時間)終了 順次降園 延長保育⇒補食・夕食
20:00	閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある**第三**公園などにお散歩に行きます。

＜年間行事＞

(4 月)　入園式・進級式
(5 月)　こどもの日集会
(7 月)　プール開き・七夕集会
(8 月)　夏間祭り
(9 月)　敬老の日の会
(10 月)　運動会・ハロウィン集会
(11 月)　勤労感謝の日の会
(12 月)　クリスマス集会
(1 月)　年始集会
(2 月)　豆まき集会・生活発表会
(3 月)　ひなまつり集会・卒園遠足・進級式・おわかれ会・卒園式

＜クラス編成＞

年齢	クラス名
0歳児	もも
1歳児	ばなな
2歳児	いちご
3歳児	みかん
4歳児	ぶどう
5歳児	めろん

１１　利用の開始及び終了に関する事項

当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
利用するお子さまが小学校に就学するとき、利用するお子さまの保護者さまが児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

１２　給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合
	午前おやつ	給食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	40%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

＜給食の提供にあたって＞

●当園は完全給食です。栄養士が栄養のバランスや季節感を考慮した献立を作成し、食材の持ち味を生かした薄味の食事（給食）を毎日提供します。
●献立は、厚生労働省が示す食事摂取基準に基づいて栄養士が立てています。
（行政の献立を使用する園もあります。）
●離乳食も発達段階に合わせ、栄養相談を踏まえた上で、保護者さまと連絡を取りながら、無理のないように進めています。

＜アレルギー対応について＞

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、小学館アカデミーなかやま保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

除去食を希望される場合に必要な書面は以下の通りです。
・生活管理指導表

１３　保護者さまに用意していただくもの

（1）　入園時にご用意いただくもの

・住所を確認するもの
・保護者さまの緊急連絡先
・お子さまの健康や体調を確認するもの
・個人情報の取扱いについて
・その他

（2）　毎日持参いただくもの

毎日の持ち物	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
連絡ノート	コドモン（連絡アプリ）で行います						
バッグ（リュックサック）	○	○	○	○	○	○	
汚れ物袋(ビニール袋)	○	○	○	○	○	○	
布団用シーツ	○	○	○	○	○	○	
掛布団	○	○	○	○	○	○	
布団入れ	○	○	○	○	○	○	
手拭きタオル				○	○	○	タオルはループ付を
ランチョンマット			△	○	○	○	**おおよそ２０x３０**
食事用タオル（おしぼり）	○	○					**おおよそ３０x３０**
ガーゼ	○						
エプロン	○	○	(○)				食事用
コップ			△	○	○	○	袋に入れて
はぶらし			△	○	○	○	
紙おむつ・紙パンツ★	必要数	必要数	必要数				1日の使用枚数
水筒				○	○	○	
おしり拭き★	必要数	必要数	必要数				
よだれ掛け	○	○					必要であれば
衣類着替え 上着・ズボン・下着・靴下	3組	2～4組	2～3組	2組	2組	2組	
上履き			△	○	○	○	上履き袋に入れて
靴（戸外遊び用）	※	※	※	※	※	※	

△・・・必要な時期になりましたら、お声がけいたします。

★・・・紙おむつ・おしり拭きは「手ぶら登園」（おむつのサブスク）をご利用いただくとご持参不要です
「手ぶら登園」を利用されない方は、必要枚数をご持参ください。

※戸外遊び用の靴で登園をお願いいたします（下駄箱に置き靴は出来ません）。

※園生活に関係のない物（シールやおもちゃ、過度のキーホルダーなど）の持ち込みはご遠慮ください。

※ブーツ・サンダル等で登園の場合は、戸外遊び用の靴・をご用意ください

≪お願い≫

○持ち物全てに記名をお願いいします。（紙おむつ・くつ下、ジャンパー等）

○使用済み紙おむつは、園で処分します。

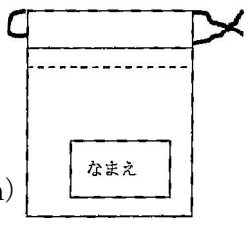
【コップ袋】

コップ・歯ブラシが入る大きさのものをご用意ください。

（20cm×20cm）

【手拭タオル】

ひもを付けて、かけられるようにしてください。（30cm×30cm）





（3）服装について

・動きやすく、着脱しやすい服装
・華美な服装、ひもやフードなどのひっかかりやすい服装は避けるようにしてください。

１４　登園・降園について

（1）登園の流れ

玄関のインターホンを押してください。（カードの提示と共に名前をお伝えください。）
『○○組 ○○の母（父）です。』
外履き（子ども）をしまって、保育室へ。
『おはようございます』
注：保護者さまがコドモンで忘れずに打刻してください。
●朝のお支度（2 歳児以上は、お子さまと一緒にお支度）
・着替えの補充
・汚れ物袋をセット
・タオル（手拭き用・食事用）、コップ等を所定の場所へ
※週初め･･･午睡用品（タオル等）を所定の場所へ
●受け入れ
登園前にコドモンで連絡帳の提出、お迎えの登録を済ませてください。体調や特記事項（お迎えの方の変更等）は、受け入れ担当保育士へ直接口頭でお伝えください。
『いってらっしゃいませ』
※お迎え時刻等の変更があった場合はお電話ください。

（2）降園の流れ

玄関のインターホンを押してください。（カードの提示と共に名前をお伝えください。）
『○○組 ○○の母（父）です』
保育室へ。
『お帰りなさいませ』
●お迎え
今日の様子をお伝えいたします。
●帰りのお支度
・汚れ物袋（着替え）、タオル、コップ等の持ち帰り
・掲示板のお知らせ等確認
※週末･･･午睡用品（タオル等）の持ち帰り
『さようなら。また明日』
注：保護者さまがコドモンで忘れずに打刻してください。

※送迎時提示カードは各家庭 2 枚貸与いたします。紛失の際はすぐに保育園へお申し出ください。
※届出以外の方の送迎時には、必ず事前連絡を保育園に入れ、お迎えの方のフルネームと続柄をお伝えください。送迎時に、身元確認のできるものを提示いただきます。お迎えに来られる方に身分証の提示が必要な旨を予めお伝えください。（写真、免許証等）

１５　保育園と保護者さまとの連携について

●連絡アプリ コドモン
・保育園での様子やご家庭の状況を連絡し合うために使用します。
・毎日、登園前に提出いただき、降園後、園からの連絡内容をご確認ください。

●年間行事
・1年間の行事予定を年度初めに発行いたします。四季にちなんだ日本伝統行事等を行います。お子さまの状況に合わせて行事が変更になる場合もあります。

●園だより
・月に1回、発行します。

●保護者会
・年2回程度を予定しています。

●個人面談
・保護者様のご希望などにより、随時対応させていただきます。

●写真販売
・園生活の記録として写真を撮影しています。これらの写真について、ご希望の方は株式会社ユニファが運営する『ルクミーフォト』というサービスを通じて購入することができます。

●ホームページ・ブログ・Instagramなど
●園内の掲示板

１６　健康診断、健康管理について

（1）健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

●健康診断
嘱託医による問診をおこなう健康診断
・出生後89日を経過まで･･･月1回実施します。
・全園児･･･年2回実施します。
・身体測定･･･毎月1回実施します。（身長・体重）
・歯科検診･･･年2回実施します。
・尿検査…年1回実施します。（3・4・5歳児のみ）
・視聴覚検査…年1回（3歳児のみ）

（2）健康管理、病気のときの対応

●毎朝の体調の確認
・毎朝、必ずお子さまの体温を測ってください。
・登園時にお子さまの健康状態をお知らせ下さい。（機嫌・食欲・便の状態・体温など）
・いつもと違う事があった場合（前日の発熱、下痢、怪我、通院など）は必ず
お知らせください。
・病院受診をした場合、予防接種を受けた場合、ご自宅で薬の服用があった場合はどんな薬を服用しているかお伝えください。

●投薬について
薬は原則としてお預かりできません。慢性の病気等で必要な場合はご相談ください。

●発熱のある場合
当日朝に熱が 37.5℃以上ある場合は、登園を控えてください。

●保育中の病気について
お子さまの状態（発熱 37.5℃以上、激しい嘔吐・下痢など）によって園生活が辛そうな場合は保護者さまにご連絡いたしますので、できるだけ早いお迎えにご協力をお願いいたします。
※場合によっては、勤務先にご連絡させていただくこともあります。

１７　感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

●園内で感染症の発病が確認された場合は、直ちに口頭・掲示でお知らせします。
以下の感染症を発症した場合は「意見書・登園届」が必要となります。
●医師の記載による意見書が必要な場合
水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）、麻しん（はしか）、風しん、結核
に感染した場合
●保護者さまの記載による登園届が必要な場合
溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、
ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウィルス等）、ヘルパンギーナ、ＲＳウィルス感染症、帯状疱疹、突発性発しん、※インフルエンザ、※新型コロナウイルス感染症
に感染した場合
※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は専用の登園届を使用

１８　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	さかたに小児科
医　院　長　名	坂谷　恭子
所　　在　　地	神奈川県横浜市緑区台村町 309-1 土井ビル 1 階
電　話　番　号	045（930）3110

１９　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	おおぬき歯科
医　院　長　名	大貫　和志
所　　在　　地	神奈川県横浜市緑区東本郷 1-1-21 サンフラワー1 階
電　話　番　号	045（628）9915045

※変更がありましたら、掲示等でご連絡します。

２０　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	森の台小学校
広域避難場所	四季の森公園
その他	園庭

２１　緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者さまが予め指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者さまと連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

＜近隣の緊急連絡先＞

警察署	緑警察署
消防署	緑消防署

２２　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	織田 廣志
消防計画届出年月日	緑消防署　2012 年　4 月　1 日
避難訓練	消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月１回以上の避難・消火訓練を実施します。
防災設備	消火器等の消火用具、火災報知器、避難・備蓄用品　など
非常災害について	登園前に台風などの警報が発令された場合、登園をお控えください。 登園後に警報が発令された場合は、安全面を考慮して、できるだけ早くのお迎えをお願いいたします。お子さまの引渡し場所は原則として当園で行いますが、状況次第では避難場所が変わることもあります。

※なお、災害時の保護者さまとの連絡方法として、コドモン、安心伝言板・ブログ・災害伝言ダイヤルがあります。

２３　虐待等の防止のための措置

お子さまの人権の擁護と虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行います。関係機関との連携を図りながら、職員に対し研修を実施する等の措置を講じてまいります。

賠償責任保険の加入状況

万一事故が起きた場合は、「日本こども育成協議会総合補償」（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）の適用が可能です。

賠償責任保険

身体賠償 財物賠償	１名　/　１事故　/　期間中　１０億円

傷害保険

ケガによる死亡・後遺障害補償金	２００万円
ケガによる入院保険金日額	３，０００円
ケガによる通院保険金日額	２，０００円

２４　業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い、適宜、自己評価・アンケートを実施
外部評価	実施方法：第三者評価を受審 公表先：神奈川社会福祉協議会ホームページ 横浜市ホームページ

２５　苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

園内苦情窓口	クラス担任保育士
園内苦情解決責任者	小学館アカデミーなかやま保育園 施設長　織田 廣志 電話番号　045（938）5651
苦情解決窓口	株式会社小学館アカデミー 苦情解決窓口 電話番号　03（3515）6886
受付方法	①苦情受付窓口へ直接のお申出 ②投書箱（園内設置、匿名可） ③専用Ｅメール（shogakukanacademy@hoiku.shopro.co.jp） ④運営事務局への直接のお申出（お電話・お手紙等）
第三者委員	ティンクル保育園施設長 玉木 依子氏　連絡先　045-459-5403 (株)保育安全のかたち 代表取締役 遠藤 登氏　連絡先 03-4405-4926

２６　連携施設

連携施設の種類	小規模保育事業
名称	すまいる保育園 にこにこすまいる保育園
所在地	横浜市緑区中山１丁目 29 番 6 号棟 109 号室 横浜市緑区中山１丁目 29 番 3 号棟 101 号室
連携協力の概要	保育内容の支援、行事参加、卒園後の受け入れなど

２７　地域の育児支援について

子育てひろば私立常設園（横浜市）2015 年 3 月より開設 事業内容：園内・庭開放　育児講座　育児相談　赤ちゃんの駅　交流保育

２８　その他保護者さまに説明すべき事項

・車での送迎は御遠慮ください。
・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止めください。
・園への寄付や職員への贈り物などはお受けいたしません。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：小学館アカデミーなかやま保育園
所在地　：神奈川県横浜市緑区台村町 399
説明者職名：施設長　織田 廣志

私は、書面に基づいて小学館アカデミーなかやま保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名：　　㊞
児童から見た続柄：

＜意見書（医師記入）＞

横浜市標準様式＜保育所等用＞

意　見　書（医師記入）

（園名）
小学館アカデミーなかやま保育園　園長　殿

入所児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日　生

（病名）　（該当疾患に☑をお願いします）

	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎　（おたふくかぜ）
	咽頭結膜熱（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	麻しん（はしか）※
	風しん
	結核

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年　　月　　日から登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ
保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ
上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

＜登園届（保護者記入）＞

横浜市標準様式＜保育所用等＞

登園届【インフルエンザ専用】（保護者記入）

（園名）
小学館アカデミーなかやま保育園　園長　殿

入所児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記発症日（０日）から５日を経過し、かつ解熱した後３日間を経過し、集団生活に支障がない状態になったため、　年　月　日より登園いたします。

年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜経過記録表＞

発症日※	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
最高体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※ 医師が下記で記載した発症日を「０日目」とします。

※保護者の皆さまへ
感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。

以下、医師記入欄

当院で受診し、インフルエンザに感染しているものと診断しました。

発症日（発熱を認めた日）：　　年　　月　　日

年　　月　　日（→受診日＝診断日）

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※医療機関の皆さまへ
保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。

＜登園届（保護者記入）＞

横浜市標準様式＜保育所用＞

登園届【新型コロナウイルス感染症専用】（保護者記入）

（園名）
小学館アカデミーなかやま保育園　園長　殿

入所児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日に＜ 医療機関での診断・自宅等での検査キットによる検査 ＞により、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されました。
「発症した後５日を経過し」かつ「症状が軽快※した後１日を経過していること」をみたし、集団生活に支障がない状態になったため、　年　月　日より登園いたします。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

年　月　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜経過記録表＞

発症日※1	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状の有無※2	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり

※1 症状が出てきた日（無症状の場合は陽性確認日）を「０日目」とします。
※2 発熱、激しい咳やのどの痛み、強い倦怠感などの症状の有無

※保護者の皆さまへ
感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。
なお、未受診の場合は、医師記入欄は空欄で構いません。

以下、医師記入欄

当院で受診し、新型コロナウイルスに感染しているものと診断しました。

発　症　日：　年　月　日

年　月　日（→診断日）

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※医療機関の皆さまへ
保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。

＜登園届（保護者記入）＞（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別の用紙です）

横浜市標準様式＜保育所等用＞

登　園　届　（保護者記入）

（園名）
小学館アカデミーなかやま保育園　園長　殿

入所児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　生

（病名）　（該当疾患に☑をお願いします）

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	ＲＳウイルス感染症
	帯状疱しん
	突発性発しん

（医療機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　年　月　日受診）において、上記診断を受けました。

裏面に記載してある、登園のめやすの状態に回復し、集団生活に支障がない状態と判断しましたので、　　年　　月　　日より登園いたします。

年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※保護者の皆さまへ
保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、登園届の記入及び提出をお願いします。

登園届

保護者が登園届を記入する感染症の概要

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日経過していること（乳幼児にあっては、３日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	―	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

意見書

医師が意見書を記入する感染症の概要

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
水痘（水ぼうそう）	発しん出現１～２日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	―	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
風しん	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
結核	―	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。